

伊豆市産業振興促進計画

令和4年3月3日作成
静岡県伊豆市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

本市は、静岡県東部伊豆半島の中央部に位置し、直線距離で東京から100km、静岡市から約60kmに位置する。南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側は駿河湾に面している。中央部には天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野となり開けている。

平成16年4月に修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町が合併し、東西約25km、南北約20km、面積は363.97km²と、静岡県の総面積7779.46km²の4.7%と広い面積を有するが、地域の8割以上を山林が占め、可住地面積は全体の17.3%（土地利用では、森林が82.7%、農地が4.6%、宅地が2.7%、その他が10.0%）であり、利用可能な土地は少ない状況となっている。

人口は、平成16年の37,869人から年々減少しており、令和2年4月に30,036人となり過去17年間で7,833人（20.6%）減少している。人口減少傾向は依然として続いており、現在では集落維持が難しい地区が発生してきている。また、特に若年層の流出が著しく、高齢者人口の増加が続いている。

本市は、修善寺、土肥、天城湯ヶ島など昔からの温泉街が形成されており、観光業が主要産業となっている。宿泊業をはじめ飲食業・運輸業・小売業・製造業・建設業・金融業など多種多様な業種が関連していることは、本市の産業振興にとって非常に重要なポイントとなっている。伊豆市の観光交流客数は、平成18年の約395万人をピークに団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化や経済状況等、様々な要因が重なったことに加え、近年の新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛もあり、令和2年には207万人まで減少している。

観光業と並ぶ主要産業は農業で、ワサビ、シイタケが主要作物として生産されており、品評会で最高賞を多数受賞し、市場での評価も高い。しかし、農業全般では、担い手の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加やシカ、イノシシによる獣害により、衰退傾向にある。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である観光業をはじめ、農林水産業、製造業の更なる振興を図ることが重要である。

本計画は、平成29年に、本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき策定し

た、伊豆市産業振興促進計画を策定の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成 29 年に認定された伊豆市産業振興促進計画（平成 29 年度～令和 3 年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

＜伊豆市の取組＞

・半島振興法に基づく税制優遇措置の活用促進

・東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催

〔東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催市として、世界的な認知度の向上や自転車を核としたまちづくり、観光振興などのオリンピック・パラリンピック後のレガシーを構築できるような取組を進める。〕

・観光業（旅館業を含む）

〔本市らしい観光地域づくりとブランド化を推進することにより、国際的な観光文化環境都市を目指すことを「伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込み、DMOを中心に観光地経営の視点を取り入れ、効果的な観光振興を推進する。〕

・商工業（製造業を含む）

〔首都圏への販路を拡大するため、百貨店との連携による物産展への出展や、ふるさと納税の活用や展示会への出展など商品力の向上に向けて取り組んでおり、今後もDMOとの連携を図り特産品の開発、伊豆市ブランドの認定などに取り組んでいく。また、中小企業者に対する経営相談や、融資・助成制度等を活用した経営支援を行う。〕

・農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

〔本市の特産品である、ワサビ、シイタケのさらなる販路拡大とブランド化を図るため、加工品開発を支援するとともに、プロモーション戦略を構築し推進していく。また、新たな農林水産品の掘り起しを実施しており、観光との連携等により消費の拡大やブランド化を推進していく。〕

・情報サービス業等

本市は、平成 28 年度中に I C T 企業誘致基本計画を策定し、企業誘致を推進していくとともに、平成 30 年度までの 2 か年で I C T 企業の誘致・雇用支援制度を構築する。

<静岡県の取組>

◎半島振興法に基づく税制優遇措置の活用の促進

◎観光業（旅館業を含む）

- ・伊豆半島ジオパークをテーマとした取組を促進するため、美しい伊豆創造センターの運営を支援する。
- ・地域の多様な主体との連携により、着地型・体験型観光の商品化を図るなど、観光地経営の視点に立った地域づくりを進める伊豆半島DMOの展開を支援する。
- ・外国人観光客の受入体制を整備するため、公衆無線LAN（無料Wi-Fiスポット）の設置を促進するほか、多言語表記観光案内看板等の整備及び市町等への整備支援、地域観光の中核を担う人材育成等に取り組む。
- ・旅館・ホテルをはじめとした大規模建築物等の耐震診断や耐震補強への助成等により建築物等の耐震化を促進する。
- ・宿泊施設におけるサービス・ホスピタリティの向上や経営意識の啓発を図る。
- ・美しい魅力ある景観の形成を図るため、市町や観光関係者等で組織する伊豆半島景観形成協議会で景観形成行動計画を策定する。

◎商工業（製造業を含む）

- ・経営革新の促進や小規模企業の持続的な発展を支援し、中小企業や小規模企業の振興を推進する。
- ・地域を支える商業の振興を図るため、魅力ある個店づくりを促進する。
- ・人材の育成・確保を図るため、技術・技能の継承に向けた取組等を支援する。

◎農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

- ・6次産業化サポートセンターによる相談対応や各種支援制度の活用等により、6次産業化に挑戦する農林漁業者等を支援する。
- ・就業支援に係る情報提供や担い手育成等に取り組む。
- ・野生鳥獣による被害を軽減するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の計画策定や防護策の設置等を支援する。

◎情報サービス業等

- ・光ファイバ網整備推進事業により光ファイバ網等の整備を促進する。
- ・超高速ブロードバンドを活用した企業のサテライトオフィス誘致やテレワークの導入を支援する。

◎その他

- ・伊豆縦貫自動車道の整備促進を図るとともに、同自動車道へアクセスする道路等の整備を進める。

<関係機関が連携して取り組む事項>

- ・(一社)伊豆市産業振興協議会との連携

平成28年4月に伊豆市が中心となり、伊豆市商工会、一般社団法人伊豆市観光協会、伊豆の国農業協同組合とで(一社)伊豆市産業振興協議会を設立した。本組織では、人口減少やそれぞれの団体の会員等の減少が想定される中、それぞれが持つヒト・モノ・カネ・情報を集約し、類似業務を統合するとともに、ノウハウを持ち寄り、新たな産業振興策に取り組む。

また、DMO候補法人として登録された同協議会が、農林水産業や商工業などと結びつくこと、客観的な視点で観光地経営を行うことを目指す。

【主な取組事項】

- ・特産品の開発、プロモーション活動、販路拡大に向けた対策
- ・観光地域づくり人材の育成（マーケティング・ブランディング・プロモーションなど）

【目標】

業種	新規設備投資件数（社）	新規雇用数（人）
旅館業	2	5
製造業	1	2
農林水産物等販売業	1	2
情報サービス業	1	2

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和3年度末時点で次のような達成状況となった。

業種	新規設備投資件数（社）	新規雇用数（人）
旅館業	1	—
製造業	1	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業	0	0

【成果及び課題】

- ・製造業では税制が設備投資の後押しとなり、新たな機械の導入によって生産性の向上を図る事業者が見受けられたものの、新規雇用者数の増加には繋がらなかった。
- ・主に製造業の分野で他の税制特例を活用した新規設備投資があったが、本制度の利用には至らなかった。
- ・旅館業では、半島税制を活用した新規設備投資は1件となっている。
- ・農林水産物等販売業では、大規模な設備投資を考える事業者が少ないことから、半島税制を利用した新規設備投資はなかった。
- ・情報サービス業では、市直営のサテライトオフィスへの他業種事業者の入所はあったものの、当初目指していた情報サービス業事業者の企業誘致には至っていないことから、半島税制の利用実績はなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、次期計画においては、次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (1) 東京 2020 大会を契機としたレガシーの継承
- (2) 伊豆市版 DMO 事業による観光地域づくりの推進
- (3) 企業誘致や雇用創出に向けた取組の強化
- (4) 農林水産資源の多面的な活用
- (5) 日本一の「わさびの郷」の創出と未来への継承
- (6) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致・留置及び設備投資の促進

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された伊豆中南部地域内における伊豆市内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 観光業（旅館業を含む）

本市は、温暖な気候や豊富な温泉、遠浅な海水浴場をはじめとする美しい海岸線、天城山系を源流とした狩野川、駿河湾越しに富士山を望む良好な景観など自然資源や地域資源を中心に古くから観光産業を基幹産業として発展してきた。こうした中、観光ニーズの多様化や団体から個人への旅行形態のシフト、観光地間競争の激化等によ

り、観光交流客数は減少傾向となっている。

また、海水浴やマリンスポーツなど夏季を中心とした一季性もあり、観光業は不安定さを否めない状況のため、大型宿泊施設の撤退や観光施設の転出のほか、新規投資も停滞している。

しかし、本市は、海、山、花、食、歴史、文化など、多くの地域資源に恵まれ、様々な可能性を秘めていることから、こうした地域資源を磨き上げ、観光商品として活用・発信するとともに、点在する観光資源の整備や利便性の向上、ネットワーク化等により、魅力と個性ある観光地づくりに一層努めていく必要がある。

(2) 商工業（製造業を含む）

人口減少や少子高齢化の進展、生活圏の広域化による消費の流出、インターネット購入の普及等により地元での購買機会が低下しているとともに、観光交流客の減少から事業所の経営が年々厳しい状況となっており、事業所数、従業員数、販売額とも減少傾向にある。後継者不足や廃業による空き店舗も増加傾向にあり、地域全体の魅力向上による商業振興が必要である。

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本市では、わさび、しいたけ等品評会で最高賞を多数受賞するなど、市場での評価も高く、専業農家の比率も比較的高くなっている。

しかし、農業全般では農家数が減少しており、農林業センサスによると平成17年から27年の10年間で農家総数352戸・経営耕地面積35haが減少し、特に小規模の水稲・わさび栽培を中心とした兼業農家の減少が顕著である。

また、本市は典型的な中山間地域であることから、農地の大規模化・機械化が難しい上、シカ・イノシシの獣害が著しく、対策による労力・費用負担増大と耕作者の高齢化が重なり、離農が進む大きな原因となっている。

さらに、農業用ため池においては、経年劣化等により本来の機能が維持できていない状況であり、持続可能な農業とするために計画的な維持管理が必要となる。

林業についても、木材の輸入自由化による木材価格低迷の影響により、間伐などの維持管理も困難なほどに衰退している状況である。更に、シカを中心とする幼木の食害や、樹皮剥ぎなどの被害により衰退が加速しているが、シカ・イノシシの被害増加の原因は、間伐が行われないことにより下草が減少し餌が減少したためであるとの指摘もある。労働力の高齢化・後継者不足等、林業を取り巻く環境の悪化による森林の荒廃は、本市にとって大きな問題である。

農林水産物等販売業については、わさび生産者による、わさび漬けの加工販売等が代表的であり、朝市や、農協・漁協の直売所における農林水産物の販売も継続して行われている。

また、近年では、6次産業化・地産地消法による総合化事業を活用したアマゴの加工販売やイズシカ・イノシシ肉及び加工品の販売、梅を活用した加工品の製造・販売・

地元農産物を加工したワインやビールの製造・販売等といった新たな取組も徐々に増加している。

土肥地区では、白びわの栽培は過去には盛んであったが、台風被害と高齢化による栽培農家の激減に加え、収穫時期が短く果実が柔らかく傷みやすいことから流通が難しく、現在は栽培が衰退してしまっている。

(4) 情報サービス業等

伊豆市サテライトオフィスを受け入れ施設としているが、当初目的とした情報サービス業以外の業種の事業者の入居となっている。

引き続き、空き店舗を含めた企業に対する事業周知、サテライトオフィス開設など情報サービス業に重点をおいた企業誘致の促進が必要である。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、観光業（旅館業を含む）、商工業（製造業を含む）、農林水産業（農林水産物等販売業を含む）、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 観光業（旅館業を含む）

取組事業	説明
着地型観光の推進	点在する観光施設を周遊する仕組みづくりや地域ならではの資源や素材を活かした体験プログラムの充実などにより着地型観光の推進を図る。
受入体制の強化	観光施設やその周辺の環境美化、まちなみの修景整備、誘導案内看板・公衆トイレ・駐車場・災害時の活用等の環境整備などにより、受入態勢の強化を図る。
東京オリンピック、レガシー事業の推進	東京 2020 オリンピック競技大会開催を契機とした自転車会場の聖地化、自転車拠点整備による関係人口の創出及び誘客ターゲットの拡充を進める。

実施主体・主な役割	
市	観光客に長く滞在してもらうための仕組みづくり 産業振興協議会を中心とした地域資源の発掘

	誘導案内看板等の環境整備 東京 2020 オリンピック競技大会を契機としたレガシー事業の創出
県	多言語標記観光案内看板のデジタル化等の環境整備 観光資源を活用した「しずおかサステナブルツーリズム」の推進

(2) 商工業（製造業を含む）

取組事業	説明
創業支援	創業相談窓口の設置や創業セミナーを行い、起業家の育成を図る。
企業誘致	市内事業用地及び空き店舗の情報を収集し、市ホームページで地域の魅力や税制優遇や補助金など地方への移転を検討している企業に情報発信を行う。
関係団体と連携した取組	商工会及び関係団体と連携した、情報発信やセミナー等の開催し創業意欲がある人材を掘り起こし、多方面から起業家をサポートする。

実施主体・主な役割	
市	市の融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置 企業誘致に係る事業用地や空き店舗の情報発信
県	市町や商工団体の担当者向け研修やセミナーの実施 商工団体等と連携した経営課題についての相談対応 リノベーションまちづくりの取組への支援

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
貴重な農業遺産環境の保全	世界農業遺産に認定された「静岡水わさびの伝統栽培」の知名度や認知度を活かした販売を計画し、持続可能な農村環境や生産体制等の構築を図る。
新たな担い手の発掘・育成	先輩農家による効果的な研修や技術の伝承等による、新たな担い手の発掘・育成を図る。
荒廃農地対策の強化	荒廃農地に対応したプラットフォームの構築による対策事業の推進、移住希望者等への農地付き空き家の提供や体験農園の活用などにより、産業振興につながる農地の有効利用を図る。

実施主体・主な役割	
市	農産物の販路拡大事業の実施 荒廃農地に対応したプラットフォームの構築 農産物加工品開発の支援
県	「ガストロノミーツーリズム」の推進 わさび伝統栽培の継承保全と多様な連携の促進 青年等の新規就農と定着に向けた実践研修や就農支援等の実施

(4) 情報サービス業等

取組事業	説明
サテライトオフィス・テレワークなどの誘致	新たな企業が市内に進出しやすくするため、企業が求める情報の発信及び優遇政策による支援や伊豆市サテライトオフィスへの企業誘致

実施主体・主な役割	
市	企業立地、雇用創出に関する補助事業の創設 情報通信環境整備事業の実施
県	「クリエイティブ層」をターゲットとしたサテライトオフィスの誘致強化 ICT人材の確保に向けた、スタートアップの誘致等によるICT産業の拠点形成の促進

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 Web 媒体、情報媒体による情報発信
県	大規模家屋新增設時の現地調査における制度利用の案内 Web 媒体、情報媒体による情報発信

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和4年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	3件
-------------	----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和4年度～令和8年度）

新規雇用者数（人）	6人
移住者数（人）	6人
社会増減率	△0.2%

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①Web 媒体等による情報発信	・市のホームページにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載する。
②事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
人口（人）	36,627	34,202	31,317	28,190
生産年齢人口（人）	21,860	19,765	16,489	13,861
老年人口（人）	10,254	10,795	11,752	11,999
高齢化率（%）	28.0	31.6	37.5	42.6

資料：国勢調査

【人口動態】

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自然増減	-371	-342	-395	-364
社会増減	-165	-69	-250	-105
全体	-445	-536	-411	-1,114

資料：令和元年及び2年伊豆市統計書 8P(5)(6)

【産業別事業所数及び従業者数】

産業大分類		事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
A～B	農林漁業	23	1.3	225	1.7
C	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.1	15	0.1
D	建設業	223	13.0	954	7.3
E	製造業	146	8.5	1,392	10.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1	4	0.0
G	情報通信業	4	0.2	29	0.2
H	運輸業、郵便業	31	1.8	345	2.7
I	卸売業、小売業	387	22.6	2,197	16.9
J	金融業、保険業	16	0.9	184	1.4
K	不動産業、物品賃貸業	115	6.7	217	1.7
L	学術研究、専門・技術サービス業	31	1.8	126	1.0
M	宿泊業、飲食サービス業	318	18.6	2,925	22.5
N	生活関連サービス業、娯楽業	154	9.0	1,160	8.9
O	教育、学習支援業	33	1.9	181	1.4
P	医療、福祉	87	5.1	2,121	16.3
Q	複合サービス事業	22	1.3	137	1.1
R	サービス業（他に分類されないもの）	121	7.1	776	6.0
A～R		1,714		12,988	

資料：令和2年伊豆市統計書 32P（H28.6.1現在）

【観光入込客数】

単位：人

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
観光交流客数	3,604,228	3,601,324	3,536,387	2,928,428	2,071,868
宿泊客数	831,329	828,270	813,160	693,576	433,929
観光レクリエーション客数	2,772,899	2,773,054	2,723,227	2,234,852	1,637,939

資料：伊豆市観光商工課